

# 2月も役立つ講座がいろいろ！

## 子育てリフレッシュサロン

◆2月12日(木) 10:00~11:30

場 所: 参画センター学習研修室3

参加費: 無料

託 児: あり、無料(1週間前までに要予約)



## シングルマザーの会

◆2月23日(月・祝) 13:30~15:00

場 所: 参画センター学習研修室3

参加費: 無料

託 児: あり、無料(1週間前までに要予約)



## 摂食障がい家族の会

◆2月21日(土) 13:30~15:00

場 所: 参画センター相談室

参加費: 無料



## 男女共同参画のキーワード

（「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」  
地域シンポジウム 香川県開催）

「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」（以下「男性リーダーの会」）は、現在約340名の企業の社長や地方自治体の首長等が参加し、女性活躍推進に関して取組の共有や意見交換を行っています。

◆池田豊人香川県知事

香川県では、「女性に選ばれる県・企業」を重要なキーワードとして捉え、取組を進めており、池田知事は、「の中でも柔軟な働き方ができることや男女の性別役割分担に対するアンコンシャス・バイアスの解消が大切である」と述べました。

また、組織のトップのコミットメントやリーダーシップが重要であり、市町長の賛同のもと、香川県では「輝く女性のかがわ応援団」を発足したことを紹介し、「令和8年春頃開所予定の香川県男女共同参画センター「ふらっとぴあ香川」を拠点に、女性が輝く香川県の活動をさらに広げていきたい」と述べました。

（香川県知事及び全市町長による「私の行動宣言」）

池田知事をはじめ、香川県の全市町長による「私の行動宣言」の発表が行われました。

シンポジウムの内容は  
こちらから↓



## 親子でさんかく講座

「じぶんの声をきく、あなたの声をきく。」

親子で考える【子どもアドボガシー】入門編

講 師: 合木 啓雄さん

(NPO法人アドボガシー事業所ここまい)

<第1回>「カードで見つける、わたしの気持ち」

◆2月19日(木) 14:00~15:30

(内容) カードを使って、自分の本当の気持ちを見つけよう！自分の大切な心の声と一緒にきいてみよう！

<第2回>「【きく】から始まる親子の関係」

◆2月27日(金) 10:00~11:30

(内容) アドボガシーの視点で、子どもの心の声に耳を傾けるためのヒントを学びます！

参加費: 無料 定 員: 各回20人程度

場 所: 参画センター学習研修室3

託 児: あり、無料、要予約(2/20(金)まで)



知ってる？



## 1月の行事から

### 市民企画講座VII

#### アディクションセミナー クラフト(コミュニティ強化と家族トレーニング)研修会

(参加者の感想)

「常に当事者との関わり方に悩んでいるので、自分の考え方の助けになれたし、当事者との付き合い方を見直すことができた。今後も当事者や家族だけでなく、社会全体で考えていくべきという内容の講演があればいいと思った」

「家族の立場に寄り添った問題と答えがはっきりわかり、相手の気持ちも思いやれることもできたので、とても良かったです」など。



1/10

場所: 学習研修室2 参加者: 15人

講師: 上村真美さん(精神保健福祉士)企画運営: AKK かがわ  
「クラフト」とはコミュニティ強化と家族トレーニングの略語であり、一言でいうと依存症を取り巻く環境(関係性)を変えるためのプログラム。参加者の大半が家族の方であり、年齢も高く家族の方のしんどさが伝わってきた。講師の話の後、ロールプレイでは包み隠さず発言をしていたのが印象的だった。飲酒問題の改善、治療への参加、家族の心理的健康の回復を目指すことがこの講座の実施目的なので、家族間で学びのサークルなどが計画できることを願うばかりである。

1/25

### 高松いきいき・まちづくり講座

#### 多文化共生-国際理解の重要性とアメリカの言語学習の現状

場所: 学習研修室1・2・3 参加者: 47人

講師: アダム・シプレルさん(香川県知事公室国際課交流員)  
企画運営: 香川 SGG(香川善意通訳の会)

アメリカでは政治的、移民の問題で分断が進んでいる。アメリカには350の言語があり、学校においても第二言語は1%しか習得されておらず、民族間のコミュニケーションは必ずしもうまくいっていない。多文化共生の課題を解決していくには、相手の言語を学習することが特に重要との提言があった。

最近、家族がミネソタ州から日本に遊びに来てカラオケ、パチンコなどでアメリカと日本の文化の違いを楽しんだ様子も紹介

トピックス

## 改正配偶者暴力防止法が施行されました

### 令和7年改正法の概要

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第84号。以下「令和7年改正法」という。)が令和7年12月3日に成立、同年12月10日に公布され、同年12月30日に施行されました。

### 保護命令の概要

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「法」という。)においては、DV事案に関して、被害者からの申立てにより、裁判所が、相手配偶者に対して、被害者の身辺へのつきまと等の一定の行為を禁止する命令(保護命令)を発することができます。「配偶者」には、①法律婚の相手方、②事実婚の相手方、③生活の本拠を共にする交際相手が該当します。また、離婚等の前に暴力等を受け、離婚等の後も引き続き暴力等を受ける場合、元①~③も含みます。保護命令には、以下6つの類型があり、保護命令に違反した者は、2年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金に処されることとされています。

紛失防止タグの仕組みの一例 ↓

詳細は、こちらをご覧ください。↓

